

(1)【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	茂木町	那須町	那珂川町	栃木県
想定される浸水リスク情報の周知について	・ハザードマップに浸水想定区域を掲載し、全戸配布するとともに、ホームページで公表している。	・ハザードマップに、箒川の浸水想定区域は記載済み	・洪水ハザードマップ、防災ハザードマップを作成し、住民等に配布するとともに市HP等に掲載し周知している。 ・洪水予報河川であっても対象区間以外では浸水リスクが不明で、周知できていない。	・ハザードマップを市内全戸配布済み。関東・東北豪雨の後にそれを踏まえたシミュレーションの浸水想定区域図を使用し、新たなハザードマップの更新を行う予定。(H30年度)	・県管理河川の今後想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直し結果に基づき、国管理河川の浸水想定区域と併せもって、ハザードマップの改定を行い浸水リスク情報を住民に対し周知を行う。	・ハザードマップを全世帯に配付及び町HPにアップ。町防災訓練時、参加者にハザードマップを配付。	・平成10年那須水害時の災害規模を想定した洪水ハザードマップを作成し、公表している。	・洪水予報河川について浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップ作成し全戸配布している。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成・公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対して見直しを行う予定。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて									・直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川についても洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。 ・県管理河川が以下の事象になった時、直接連絡(ホットライン)を行っている。 ◆知事⇄市町長 ①氾濫危険水位 ②氾濫発生 ◆河川課長⇄市町危機管理担当部長 ①氾濫警戒水位 ②知事ホットラインの運用事象発生時
避難勧告等の発令基準について	・大田原市地域防災計画にて基準を明確にし、周知している。	・箒川については、佐久山観測所の水位を元に発令基準制定済み	・避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルに基づき、以下の基準を参考に、河川巡視等による現地情報や気象予測等を総合的に捉えて発令する。 (1)避難準備・高齢者等避難開始 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫注意情報が発表されたとき (2)避難勧告 ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、又は避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫警戒情報が発表されたとき (3)避難指示(緊急) ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ○氾濫危険情報が発表されたとき	「避難勧告等の発令基準」を作成し、発令基準を定めている。	・空振りを恐れることなく、河川上流部における降水量(予想雨量も考慮)を加味し、氾濫注意水位に達し、かつ、低位の浸水し易い重点箇所を巡回・点検をし、早め早めの避難勧告等の発令を行うものとする。	・地域防災計画内、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。	・地域防災計画上で定めている発令基準に基づいて、避難勧告等の発令を行っている。	・地域防災計画に記載	
避難場所・避難経路について	・避難場所等については、ハザードマップ、ホームページ等により周知している。避難経路については指定はしていないが、浸水想定区域等の危険区域を通らずに避難することとしている。	・ハザードマップに避難所を表示している。	・洪水ハザードマップ(蛇尾川、那珂川)、市HP等により避難場所を周知している。また、ハザードマップに避難方向は表示しているが、避難経路は指定していない	・ハザードマップにて避難所・避難場所・避難方向の表示や浸水区域を示している	・浸水想定区域外に避難場所を設けることその他に、平常時から浸水リスクの高い地域住民に対しては、当該地域の防災訓練等において安全避難経路を事前に確認しておくよう周知・徹底を図る。	・避難所はハザードマップを配付して周知している。また、HPでも公開している。	・防災マップ及び洪水ハザードマップを全世帯に配布している。また、ホームページ上での公開も行っている。	・災害種別ごとに町内40箇所を指定緊急避難場所に指定 ・避難経路については、ハザードマップにより周知	・各市町が作成するハザードマップに関して作成支援を行っている。

住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織及び自治会長への電話連絡、登録制メール、エリアメール、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオへの情報提供、SNSといった各種方法により行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等は同報系防災行政無線および市のメール配信サービス、ホームページ、ツイッター、広報車、消防団、関係区長への電話連絡、Lアラート等を活用し周知を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等を発令した場合は、次の方法により対象地区住民等に情報を伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制メール</li> <li>・ツイッター</li> <li>・フェイスブック</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・広報車（消防団含む）</li> </ul> </li> <li>・自主防災会長、自治会長への電話連絡</li> <li>・防災行政無線（塩原地区のみ）</li> <li>・ケーブルテレビ（塩原地区のみ）</li> <li>・電話応答システム（塩原地区のみ）</li> <li>・協定に基づく放送要請（テレビ・ラジオ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告を行う場合は以下の方法で伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線</li> <li>Lアラート</li> <li>防災メール</li> <li>市ホームページ</li> <li>フェイスブック</li> <li>ツイッター</li> </ul> </li> <li>・水防団による見回り</li> <li>・自主防災組織、民生委員による声かけ。</li> </ul> <p>※防災無線の音達区域外の方への戸別受信機無償譲渡制度を開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災メールの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をプッシュ配信する。</li> <li>・とちぎテレビのデータ放送にも情報をアップし、周知を図ることとしているが、住民自らが情報を取りに行つて下さるよう、平常時からPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メール、登録制メール、CATV、町HP、広報車、消防車により情報を発信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・气象台、県からの情報を基に、登録制メール、facebook等で情報の提供を行っている。</li> <li>・非常時においては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、消防団等における個別訪問等で情報提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声告知端末</li> <li>・屋外拡声スピーカー</li> <li>・緊急速報メール</li> <li>・Lアラート</li> <li>・広報車 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」（インターネット配信）により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。</li> <li>・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。</li> <li>・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。</li> </ul>
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の避難誘導班や、地元消防団による避難誘導を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記手段を通じ、開設避難所を案内する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員</li> <li>・消防団員</li> <li>・警察・消防署（要支援者含）</li> <li>・民生員（要支援者含）</li> <li>・自主防災組織（要支援者含）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の重要性をアピールし、地域内における「互助」・「共助」のシステムが確立されるようサポートする。</li> <li>・地元消防団の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、消防団が行う。また、警察署、消防署へ協力を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、警察等関係機関の協力を得て、避難所までの避難誘導を行う。</li> <li>・上記関係機関の他、民生委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者の避難誘導を行う体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織、消防団、警察の協力を得て避難誘導を行う。</li> </ul>	

## ②水防に関する事項

項目	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	茂木町	那須町	那珂川町	栃木県
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚的に分かりやすいよう、河川監視カメラを市内重要河川8箇所を設置し、映像をほぼリアルタイムでyoutubeにより配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象警報発令時には、観測所水位を関係課にて確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定河川洪水予報（はん濫注意情報を除く）を登録制メール、市HP（Jアラート連動）で配信している。</li> <li>・ダム管理者からの放流情報を登録制メール、ツイッター、フェイスブック、市HPで配信している。</li> <li>・電話応答システム（塩原地区のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、県の「リアルタイム雨量河川水位観測情報システム」のアクセス情報を広報誌に掲載し住民への周知を図っている。</li> <li>・現地消防団（水防団）と災害対策本部にて情報のやり取りを行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災メールの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をプッシュ配信する。</li> <li>・とちぎテレビのデータ放送にも情報をアップし、周知を図ることとしているが、住民自らが情報を取りに行つて下さるよう、平常時からPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当者と消防団幹部には県河川課からの短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報が配信されるようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・气象台、県からの情報を基に、登録制メール、facebook等で情報の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の情報を基に必要に応じて水防団へ周知</li> <li>・緊急速報メールを活用した洪水情報配信（国土交通省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へ情報提供を行っている。</li> <li>・県管理河川については、洪水予報の発表と併せ水防警報を発令している。</li> <li>・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」（インターネット配信）により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。</li> <li>・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。</li> <li>・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> <li>・毎年実施している市防災訓練の際に、土のう積み訓練を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木事務所とともに重要水防箇所の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> <li>・消防団（水防団）の水防訓練を実施している。</li> <li>・伝統的水防工法の継承は困難な状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防団（水防団）の担当地区内の河川巡視を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に、市の水防計画の見直しを図り、当該内容に関し、消防団と共に、意思統一を図り、実践に役立てられるよう準備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に県、警察、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に土木事務所、消防署、警察と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に関係機関と重要水防箇所の点検を実施</li> <li>・水防団による河川巡視</li> <li>・水防訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁、支所、出張所及び補修基地に土のうを備蓄している。</li> <li>・大田原市水防団の水防倉庫に資機材を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において土嚢の備蓄を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内6か所の水防倉庫及び消防署に資器材を整備している。</li> <li>・市役所本庁舎及び支所庁舎に土のうを備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫、本部消防詰所に土のうを備蓄している。（市内3箇所）</li> <li>・水防団へのライフジャケットの配備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう等のストックは、早くからの備蓄に努め、その他の資機材については、計画的に購入し、備蓄に努めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防倉庫に杭、土のう、ブルーシートなどの資機材を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の水防倉庫に資機材を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防倉庫に土のう、土のう袋、スコップ等の資機材を備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。</li> <li>・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。</li> </ul>

市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・浸水想定区域に位置していない。	・市庁舎及び災害拠点病院は、浸水想定区域に位置していない。	・災害対策（現地）本部を開設する市本庁舎及び支所は浸水想定区域には立地していない。	・浸水想定区域については、1階になるべく水に弱い機械等を置かないよう配慮している	・幸いにも、本市の防災拠点は、水害を被る箇所には建っておらず、特段の配慮は必要ないと考えられる。	・「役場庁舎」が使用不能になった場合は、「茂木町防災館」を代替場所とする。	・庁舎については、浸水想定区域に入っていないため、特段対策を行っていない。災害の状況に応じて、備蓄している土嚢等により対応を行う。	特になし	
----------------------------	------------------	-------------------------------	---	--	--	---------------------------------------	---	------	--

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	茂木町	那須町	那珂川町	栃木県
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について									<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。</li> <li>・県の防災減災に対する取り組みとして、県管理河川の堤防天端をアスファルト舗装で保護し、決壊までの時間を少しでも延ばす対策を実施している。また、堆積土を除去し、洪水を安全に流す対策を実施している。</li> </ul>

## (2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

## ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	茂木町	那須町	那珂川町	栃木県
想定される浸水リスク情報の周知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が見直しを終了した段階で想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>箒川の浸水想定区域の見直しがあった場合、ハザードマップの改訂等について検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施する洪水浸水想定区域図の見直しに伴い、洪水ハザードマップの改訂が必要となる場合がある。</li> <li>対象区域以外の浸水リスクは明らかでないが、リスクがないと誤解されやすい。対象区域を拡大していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。(H30年度実施予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理河川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を含めた洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要。</li> </ul>	
避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>上流で降った雨による増水の予測が困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>発令にあたっては、水位のみならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。</li> <li>避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理する必要がある。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>発令区域の見極めが困難。</li> <li>水位観測所から離れた上流域における判断基準の設定が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>上流で降った雨による増水の予測が困難である。</li> <li>深夜の避難勧告等発令の見極めが困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河床が昔よりも高くなっているのか、水位のみの数値から安易に判断できないので、複合的な判断が必要である。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告等の発令の見極めが困難</li> <li>過去の常識や定量的な情報だけの判断ではなく、複合的な要素を加味し、発令の判断基準を整理する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令の判断基準(具体的な考え方)を整理する必要がある。</li> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。</li> <li>降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>		
避難場所・避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから車を使った長距離避難を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域について、箒川しか設定が無いため、他の河川による影響がわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。内水氾濫(浸水・冠水)に関するリスクデータも少ない。</li> <li>浸水想定区域の対象区域外における洪水リスクの判断、避難経路、避難場所の設定が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者が避難するにあたり、避難所までの移動手段が無い方の避難方法。</li> <li>避難方向はマップに示されているが、避難経路については具体化されていない。今後検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する意識レベルの相違の幅が広く、敏感な方は、早すぎるほどの対応を求め、逆に、希薄な方は、行政側からの指示に従ってくれないなどの温度差がある。</li> <li>地区によっては、完全孤立地域が出てくる恐れがあり、その際の通信手段の確保が課題である。</li> <li>防災に対する意識付けを根気よく行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間部のため土砂災害警戒区域が多く、避難所の指示は可能でも土砂災害警戒区域を回避しての避難経路の指定は困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路を具体化していく必要がある。</li> <li>地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから避難所への移動手段等を状況に応じて検討しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの周知・徹底</li> </ul>	

住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線が聞こえにくい。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、自治会未加入世帯や単身世帯などを含めた全ての住民へ周知できるのか不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線が聞こえにくいことに対し、市のメール配信サービスを提供しているが、全ての人登録しているわけではないので、情報を取りにくい人がいる。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> <li>・災害担当課と県防災端末があるフロアが異なっており、FAXの着信に気づきにくい状態となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録制メールの登録者拡大が課題。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。また、限りある人員の中で何とか運用している状態である。</li> <li>・停電時や電話不通時の情報伝達手段の確保について検討が必要。</li> <li>・市内全域への情報伝達手段（同報系防災行政無線等）の整備について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線が豪雨時には特に聞こえにくい。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>・防災行政無線が聞き取れなかった場合の確認電話システムを設けているが、市民アンケートにおいても認知度が低く更なる周知が必要。</li> <li>・漏れのない情報伝達を行うには、全行政区にて自主防災組織が設立され、行き届いた声かけができるシステム作りが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時の防災行政無線が聞き取れない。</li> <li>・情報伝達の多重化を進めているが、行政側のアピール不足も起因してか、なかなか浸透し切れていない。</li> <li>・ある程度までの災害時は、担当レベルでの対応で可能であるが、大規模災害時の情報発信に際しては、マンパワーが不足である。</li> <li>・災害情報を自ら引き込んで入手して頂けるような意識改革が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は緊急速報メール、登録制メール、CA TV、町ホームページで広報するが、携帯電話を持っていない高齢者への情報伝達方法を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> <li>・各機関からのTELやFAX、メールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が行う情報伝達方法の周知・徹底</li> </ul>		
避難誘導體制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の避難を余儀なくされる場合に、住民の安全を確保しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> <li>・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>・避難誘導を実施する各機関との連携を図っておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題</li> <li>・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。</li> <li>・要配慮者の避難誘導方法が課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の避難誘導マニュアルの作成と迅速に対応するための各組織との連携と訓練が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携しても人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等と連携した避難誘導體制の確立と地域単位での避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市や国などの関係機関と連携して広域的な避難計画の策定が必要。</li> </ul>	

## ②水防に関する事項

項目	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	茂木町	那須町	那珂川町	栃木県	
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川監視カメラで水位の様子を発信できる河川が、主要河川のみに限定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位情報（はん濫〇〇水位）や洪水予報（はん濫〇〇情報）の名称、表現が住民等にとってわかりにくい。</li> <li>・登録制メールの登録者拡大が課題。</li> <li>・停電時や電話不通時の情報伝達手段の確保について検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川水位の確認の方法（データ放送やインターネット）が各種あることの周知を行い、住民自ら情報を取得してもらう意識付けが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意を払う必要がある。</li> <li>・最悪の事態（招集人員不足…等）を想定した対策案を考えておく必要がある。</li> <li>・数字だけでなく、現場確認も重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川情報を受信したときの対応マニュアルの作成と、迅速に対応するための訓練が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。</li> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団における洪水危険レベルの認識</li> </ul>		

河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に夜間の巡視や、堤防の破損がある場合など、通常よりも危険な活動となる場合の安全管理を徹底する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</li> <li>・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。</li> <li>・消防団（水防団）の水防訓練の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</li> <li>・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視のための必要な人員確保が、消防団等では難しい。</li> <li>・水防従事者の安全管理を徹底する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団員の水防訓練が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団におけるも重要な水防箇所の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の水防活動を想定し、関係機関と協力した訓練の実施や点検が必要。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材については、定期的な点検管理を引き続き実施していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。</li> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある（安全対策のための資機材、現代の水防工法に合った資機材）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。（限られた人員による水防活動の手助けとなる資機材の導入の検討例：水土のう）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> <li>・ライフジャケットなど、装備の充実が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフジャケットなど、安全装備の充実が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。（毎年、実施をしている。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフジャケットなどの安全装備の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資機材の備蓄について、水防活動の計画に合わせた数量など検討が必要。</li> </ul>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも浸水想定区域には位置していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域について、篤川しか設定が無いため、他の河川による影響がわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水（おそれ）時には浸水想定区域内にある指定避難所（1箇所）に避難しないことについて、地域住民の十分な理解が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定の場合も恒常的に災害対策業務ができるように施設を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が浸水想定区域内にあるため、具体的な対応マニュアルを作成し、訓練する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	